

公益社団法人日本船舶海洋工学会関西支部内規

会員の弔慰に関する内規

平成17年7月22日運営委員会承認

- この内規は、公益社団法人日本船舶海洋工学会関西支部に所属する会員の死亡時における弔慰に関する事項を定めたものである。
- 会員が死亡した時は、死亡当時の会員区分または旧関西造船協会における会員区分に従って、別表により支部長名の弔詞又は弔電を送る。（会誌掲載の要領については本部内規によるものとする）

別 表

旧関西造船協会会員区分	関西支部会員区分	弔詞又は弔電
名誉会員	支部長，元支部長	弔 詞
功労会員 理事，監事 その他 ^{*1)}	副支部長，元副支部長 運営委員，監事，商議員 元運営委員，元監事 その他 ^{*1)}	弔 電

*1)：支部長が必要と認めた場合は、弔電により弔意を表す。

日本船舶海洋工学会関西支部表彰 内規

令和3年1月22日運営委員会承認

1. 授賞の目的

この内規は支部長賞および支部活動貢献賞について定めたものである。支部長賞は、船舶及び海洋工学、その他海事一般への功績があった個人または団体を顕彰するため、ならびに継続的な貢献が期待される個人または団体を奨励するための賞である。支部活動貢献賞は支部活動のうち特定分野の企画・運営、または会員サービスの向上等に関して貢献を行った個人または団体に対して謝意を表すための賞である。

2. 授賞の対象

支部会員より自薦または他薦された個人または団体とする。

3. 審査の対象

(1) 支部長賞

- ①論説・記事・著書
- ②若手研究者（企業を含む技術者及び教員）および学生の海外での論文発表（但し、本部の学術表彰候補に該当する成果については対象外とし、且つ他薦に限る。）
- ③海事に関連する調査研究
- ④職場の環境改善・安全対策
- ⑤新技術開発
- ⑥海事に関わる社会貢献や地域貢献を継続的に実施している個人または団体
- ⑦その他授賞審査委員会が設定した対象

(2) 支部長賞(奨励)

支部研究会やシンポジウムなどの支部主催行事(以下、支部研究会等と称す)での研究発表

- (3) 支部活動貢献賞
 - ①講演会や学会誌などの企画・運営の活動
 - ②人材開発・啓発・広報に資する活動
 - ③会員サービス向上に資する活動
 - ④その他支部活動の活性化に資する活動

4. 支部長賞および支部活動貢献賞の選考

(1) 支部長賞

- ・授賞審査委員会の設置
運営委員会に授賞審査委員会を設ける。
- ・委員の人数
委員長を含め7名程度とする。
- ・委員の任期
7月運営委員会において承認し、翌年5月の定時総会までを基本とする。
- ・委員の公表
委員名は、支部ウェブサイトに掲載し公表する。
- ・審査結果の報告
授賞審査委員長は、授賞候補を選定し運営委員会に報告する。
- ・受賞者の決定
運営委員会において授賞審査委員会の報告に基づき決定する。
- ・授賞件数
年2件程度とする。

(2) 支部長賞(奨励)

- ・授賞の申請
授賞を行う支部研究会等の主催者は、事前に運営委員会に対して支部研究会等の企画、授賞審査組織、選考基準、授賞件数を明示して申請するものとする。
- ・受賞者の決定
授賞を行う支部研究会等の主催者にて審査組織を設け、審査を行って受賞者を決定する。
- ・審査結果の報告
支部研究会等の主催者は、授賞後速やかに、選考した受賞者を運営委員会に報告する。

(3) 支部活動貢献賞

- ・授賞の申請
候補者の推薦は、別紙（様式）の推薦書に必要事項を記載の上、支部運営委員会宛に提出する。
- ・受賞者の決定
支部運営委員会の決議をもって授賞を決定する。

5. 授賞の時期

(1) 支部長賞

毎年の支部定時総会を基本とする。

(2) 支部長賞(奨励)

支部長賞(奨励)は支部研究会等での授与を基本とする。

(3) 支部活動貢献賞

対象の活動が終了した同一年度内の授与を基本とする。

6. 賞品

(1) 支部長賞

賞状及び副賞(5万円/件)を授与する。

(2) 支部長賞（奨励）

賞状を授与する。

(3) 支部活動貢献賞

賞状を授与する。

研究会設置または支援に関する内規

令和2年12月11日運営委員会承認

1. 内規の目的

関西支部細則第13条の運用を明確にするため本内規を定める。

2. 研究会の区別

細則第13条により、研究会には設置するものと支援するものがあるが、区別は次の通りとする。(以下、設置研究会、支援研究会と称す。)

設置研究会：研究会目的、構成、運営方法等を関西支部が主体的に策定する組織、または関西支部がこれらを承認する組織。

いずれも関西支部に帰属させる。

支援研究会：関西支部がその活動に賛同し、支援を承認する任意の組織。

関西支部とは独立とする。

3. 研究会の設置または支援申請

1) 研究会の設置期間は1年間とする。ただし、継続の必要性が関西支部運営委員会で認められれば、毎年の更新を妨げない。

2) 研究会の設置申請は次のいずれかの方法により行う。

(1) 研究運営委員が企画を取りまとめ関西支部に申請する。

(2) 研究会代表者が研究運営委員を通じて関西支部に申請する。

3) 研究会の支援申請は次の方法により行う。

研究会代表者が研究運営委員を通じて関西支部に申請する。

4) 研究会設置または支援を新規に申請するにあたっては、研究会代表者は下記を含んだ計画書を研究運営委員に提出しなければならない。

- ・研究会の名称
- ・研究会の目的
- ・研究会代表者名
- ・研究会会員名簿
- ・研究内容
- ・研究予算規模および／または補助金希望額
- ・運営規約（会への加入要領を含む）

5) 研究会設置または支援の次年度継続を申請するにあたって、研究会代表者が研究運営委員に提出する計画書は、関西支部所定の様式の「事業計画書」をもって代えることができる。この場合、「事業計画書」に含まれない会員名簿、運営規約は提出不要とする。ただし、会員の異動については適宜、研究運営委員を通じて関西支部に報告する。

6) 研究運営委員は必要に応じ研究会代表者より説明を受け、研究会の関西支部への帰属または支援が必要であると判断した場合、上記計画書をもとに関西支部への申請書を作成し支部長に提出しなければならない。

4. 研究会設置または支援の通知

運営委員会の議を経て、支部長の承認により設置または支援することが決定された時、研究運営委員はその旨を研究会代表者に通知するとともに、「学会誌」等を通じて関西支部会員に周知する。また、支部長による研究会の会員の委嘱が必要な場合には、委嘱状を出すことができる。

5. 研究補助

1) 設置または支援の決定した研究会は関西支部の補助金を受けることができる。

2) 補助金を受けようとする場合、研究会の代表者は明細を含んだ補助金申請書を所定の時期までに研究運営委員に提出しなければならない。

3) 研究運営委員は、必要に応じ研究会代表者および会計運営委員と相談し、補助金を調整、関西支部に申請する。

4) 研究会代表者は年度末に補助金決算報告書を研究運営委員を通じて会計運営委員に提出しなければならない。

6. 研究活動

1) 研究会の研究活動については、関西支部はその研究会の自主性を尊重する。

2) 設置研究会の活動にあたっては、研究会が関西支部に帰属するものであることを明らかにしなければならない。

3) 支援研究会の活動は関西支部とは独立とする。関西支部の名を使用する場合は研究運営委員を通じて運営委員会に申請しなければならない。

7. 研究報告

- 1) 細則第 13 条により、研究会は研究運営委員を通じて、関西支部に活動報告をしなければならない。その内容は次の通りとする。
 - ・活動内容および成果
 - ・補助金使途明細
- 2) 研究会の活動内容および成果については、関西支部より「学会誌」、「論文集」、シンポジウム等への発表を依頼することがある。

8. 研究会の解散または支援停止

- 1) 研究会の活動が終了した場合または研究会が支援を必要としなくなった場合、研究会の代表者は研究運営委員を通じてその旨を申請し、関西支部の承認を得て後研究会を解散または関西支部からの支援を停止することができる。
- 2) 次の事由による場合、支部長は研究会の解散または支援停止をすることができる。この場合、研究運営委員を通じてその旨研究会代表者に通知する。
 - ・研究会が目的とする活動を停止している場合、または申請した目的をはずれた活動をしている場合
 - ・補助金が目的以外に使用されている場合
 - ・学会並びに関西支部に対し不利益を与えた場合

海外出張時諸経費負担に関する内規

平成17年7月22日運営委員会承認

1. 海外の学協会からの招待により、関西支部を代表して支部長またはその代理人がその会に出席して、挨拶あるいは講演等をする場合には出張諸経費を関西支部が負担することができる。出張諸経費とはその出張に要する経費から、招待側、または本人以外の者が負担する経費を除いた残りを言う。
2. 招待側、その他からの経費負担がなく、また関西支部を代表しての講演等はないが両学会の友好関係増進のため招待に応じる場合、出張諸経費の一部を関西支部が負担することができる。但し、出席する場合、運営委員会の承認を得るものとする。

支部長等候補者選考委員会内規

平成29年1月13日 運営委員会承認

1. 本内規は、次期支部長候補者、次期支部監事候補者、及び次期支部推薦理事候補者の選出に係る事項を定めるものである。
2. 運営委員会に支部長等候補者選考委員会を設ける。
3. 支部長等候補者選考委員会は支部長、副支部長、庶務運営委員、及び支部長が指名した者で構成される。
4. 支部長等候補者選考委員会の委員長は支部長とする。
5. 支部長等候補者選考委員会は次期支部長候補者、次期支部監事候補者、及び次期支部推薦理事候補者を選考し、本人より内諾を得た後、運営委員会に推薦する。
6. 支部長等候補者選考委員会は運営委員会に候補者を推薦し承認を得た日をもって終了する。